

第 48 回大阪府男女共同参画審議会議事概要

【開催日時】

令和 7 年 7 月 16 日（水曜日）17 時から 19 時

【場所】

大阪府立男女共同参画・青少年センター3 階（一部ウェブ会議）

【出席委員】

赤 瀬 史：日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会 委員長
石 田 慎 二：帝塚山大学教育学部こども教育学科 教授
宇田川 直 子：地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター 助産師 主任
梶 原 全 裕：NTT 西日本株式会社 常務執行役員 総務人事部長 CHRO
桑 野 里 美：社会保険労務士
土 野 美穂子：一般財団法人大阪府人権協会 評議員
寺 井 基 博：同志社大学社会学部 教授
濱 田 智 崇：京都橘大学総合心理学部 准教授
檜 尾 めぐみ：特定非営利活動法人発達障害サポートセンターピュア 理事長
丸 山 里 美：京都大学大学院文学研究科 准教授
梁 沙 織：弁護士

【次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 新たな大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）の策定に関する基本的な考え方について
 - (2) その他
3. 閉会

【会議の概要】

- (1) 新たな大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）の策定に関する基本的な考え方について
 - ・資料に基づき、答申案について事務局から説明

主な意見等（○：委員、■：事務局）

○委 員）9 ページの重点目標 1（1）①において、男女が平等であるという意識が低下と書いているが、低下していたか。そのエビデンスを伺いたい。

■事務局）3 ページの 1 にて、「固定的性別役割意識や男女平等感に関する状況」を記載している。3 つ目の、「男女が平等である」と思う人の割合は、数値は改善しているも

の、男女でポイント差があることや、1つ目の固定的性別役割分担の考え方に同感しない割合が現行プランの目標値に到達していないことを踏まえ、低下という形で記載している。

○委員) けれども解消しつつあるのではないか。目標に至っていないと記載されたら、それは正しい表現かもしれないが、低下しているという引っかけ。

■事務局) 3ページで社会全体として「男女が平等である」と感じている人の割合が16.2%と、前回の19.4%からポイントが下がっているところから申し上げたが、ご指摘はごもっともだと思う。表現は検討する。

○委員) 16ページの重点目標4(2)②の「ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人等」について、外国人等の「等」の中に被差別部落も入っていると思うが、被差別部落という言葉がどこにも出ていないので、大阪府として、考え方のところに一言入れてもらえたら有り難い。

■事務局) 具体的に入れた場合に、どこまで列挙するか、どういう書きぶりか検討する。

○委員) 13ページの重点目標3(2)③「府における働き方改革の推進」とあるが、「府」は、大阪府庁を指しているのか。大阪府全体の公務員(市役所・区役所の職員も含む)の働き方を表わしているのか。

■事務局) 大阪府庁を表している。大阪府知事が任命している範囲というものが、府における働き方改革の推進の対象になるというイメージで記載している。

○委員) 15ページの重点目標4(1)④の「府は、性犯罪・性暴力犯罪被害者のためのワンストップ支援センターを核として、支援体制の充実を図っていく必要があります。」は、府が府に言っているということか。

■事務局) この文章は、答申として審議会の名前でいただくものなので、審議会の先生方から、大阪府に提言していただいている文章になる。

○委員) 重点目標3(2)④「仕事と育児を両立できる環境づくり」において記載している内容は、子育てをしながら働く女性の社会進出を一番阻んでいることだと感じているが、制度設計が全然足りていない。保育サービスの不足、人材の確保、待機児童というのは、幼児期を指しているのか。待機児童・保育所だけではなく、学校に学童保育などが不足している状況であったり、母親が早出出勤する時に、子どもの登校時間が8時過ぎだから子どもが一人で留守番をして鍵を閉めて登校するとか、そういったことも問題になっていて、なかなかお母さんが安心して働くことができない。それを男性と一緒に担うとなると、当然、そんなことは会社が許してくれない。この問題は非常に大きいと思う。大阪府子ども計画という

ところが、今の問題を推進していくと捉えてよいか。

■事務局) 子ども計画では、保育所・待機児童の問題であったり、保育士の人材育成などを記載しており、放課後の子どもの居場所づくりの取組を含んでいる。児童クラブや放課後デイサービスの充実も子ども計画の中で取組として入っているの、子どもたちへの取組は子ども計画が推進していく。

○委員) 14ページの重点目標3(2)⑤「ハラスメント対策の推進」において、大阪府労働相談統計年報でハラスメントの相談が増えているとあるが、いわゆるパワハラが多いのか、セクハラが多いのか。カスハラが最近増えているということは認識しているが、どういう累計のハラスメントが多いのか。また、近年増えているカスハラに対して、東京都などは条例を作ったが、大阪府は国の施策や法律を待っている状態なのか、大阪府独自で何か考えているのか。

■事務局) 労働相談統計年報では、ハラスメントの区分というのは特にされておらず、実際セクハラ相談なのか、カスハラなのか把握はできない。大阪府でのカスタマーハラスメントへの取り組みは、まだ動きは進んでいないと思うが、商工労働部でガイドライン等を検討している状況だったかと思う。

○委員) 説明は承知した。表記について訂正はないが、中身が世の中の流れる的には遅いのだろうというような印象。

○委員) カスハラについて企業だけではなく、府民への啓発をしなければいけないのではないか。企業だけでは足りないのではないか。企業等の中に府民も含まれているのか。東京都の条例も「東京都民」と全員に対して、になっていた。条例制定も期待している。

■事務局) カスタマーハラスメントは、当然、「企業」というよりは、「府民の方」が対象になるかと思うので、そこは職場「等」と「啓発」というところで府民に向けた取組を実際のプランに入れられたらと思っている。

○委員) 6ページと17ページのドーンセンター(府立男女共同参画・青少年センター)についての記述の違いが分からない。6ページは「現状と課題」の章であるが、ドーンセンターが何をしているのか、何が課題であるかの記載がなく、17ページと記述が似ている。17ページは今後の方向性を記載していることは理解できる。

■事務局) ご指摘のとおり、6ページは現状と課題を記載する章なので、現状や課題を追記する。6ページと17ページが対応するように記載する。

○委員) 11ページの重点目標2(1)②の末尾だけ、「期待できます」という具体的な記述で、そのほかは「必要があります」というような記述だが、ここにはなにか意

味があるのか。

■事務局) ほかとのバランスを見て、修正を検討する。

○委員) 14ページの重点目標3(2)⑤「ハラスメント対策の推進」について、労働相談統計年報では、ハラスメントの区分はされていないとのことだったが、確認すると職場のいじめとセクハラはそれぞれ統計がある。この計画は男女共同参画に関する計画なので、セクハラについて言及したほうが良いのではないかと。統計年報から、職場のいじめもセクシュアルハラスメントも増えていることが読み取れるので、そのように記載してはいかがか。

■事務局) ご指摘の表記について、修正を検討する。

○委員) 先ほどからハラスメントに関して、活発に意見が出ているので、その部分を充実させると良いと思う。ハラスメントについての記載がある、重点目標3(2)について、現在5項目になっているが、②「企業における多様で柔軟な働き方の推進」と③「府における働き方改革の推進」の文言が重なっており、内容がぼやけてしまうので、②と③をまとめ4項目にすることで、よりハラスメントについての記載が際立つのではないかと。と思う。

■事務局) 働き方の推進について、企業と行政を一つの項目で記載するよう検討する。

(2)その他

・事務局から、今後のスケジュールを確認した。